

結城市文化芸術推進基本計画

《令和3年度～令和12年度》

令和3年3月

結城市

はじめに



文化芸術には豊かな人間性や創造性、感性を育み、人が人らしく生きるための糧となる価値を持っています。また、他者と共感しあう心を通じて意思疎通を密にし、人々がお互いを理解するための手助けとなる力を持っています。

今日、少子高齢化や核家族化、グローバル化により人々のライフスタイルや価値観が多様化し、心を大切にしたい精神的に充実した生活が求められており、文化芸術の持つ価値や意義がますます重要となってきました。

本市には、連綿と紡がれてきた歴史を物語る魅力ある文化財と、長い歴史の中で培われてきた祭りや踊りといった伝統行事が数多くあります。また、伝統行事や祭りのような風習だけでなく、日常においても稽古事や趣味などを通じた様々な文化芸術活動が盛んに行われています。

こうした文化芸術資源は、長い歴史を通じて地域の先達の地道な努力によって今に受け継がれてきた価値あるものです。これらを継承、発展していくとともに、現代のライフスタイルに合った新文化を創造し発信していくことは、心豊かで活気のある地域づくりに必要不可欠なものです。

本市では、平成 28 年 4 月に「結城市文化芸術条例」を施行し、文化芸術活動の推進に努めて参りましたが、このたび文化芸術条例から一步踏み込み、本市が目指す姿や施策の方向性、市民の皆様をはじめとした文化芸術の担い手が行うべき役割を記した「結城市文化芸術推進基本計画」を策定いたしました。

今後、多くの皆様に積極的に参加・参画をいただきながら、本計画と文化芸術活動の推進を図り、文化芸術の花開く心豊かなまちづくりをしていきたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、様々な視点からご審議をいただきました結城市文化芸術審議会の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

結城市長 小林 栄

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の期間	5
6. 計画が対象とする文化芸術の定義と範囲	5
第2章 結城市の文化芸術に関する現状	
1. 結城市の現状	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
第4章 施策の展開	
1. 基本目標1 文化芸術活動の推進と市民意識の醸成	17
2. 基本目標2 文化芸術に関わる人材の育成と活用	22
3. 基本目標3 地域の文化芸術の保存と継承	24
4. 基本目標4 文化芸術を活用したまちづくり	28
第5章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	30
2. 文化芸術推進の各主体の役割	30
3. 計画の進行管理・評価	32
資料編	
1. 結城市文化芸術条例	34
2. 結城市文化芸術審議会委員名簿	38
3. 策定経過	39
4. 文化財一覧	40
5. 文化施設一覧	43



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

文化芸術の意義・価値として、人々の創造性と感性を育み、心の充足を得ることがあります。また、その多様な創造性・感性に触れることで、人々が相互に理解しあう土壌を育み、多様な価値観を受け入れることができる心豊かな地域をつくります。さらに、地域に脈々と受け継がれてきた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を深め、心の拠り所となります。

今日、核家族化や少子高齢化、グローバル化等により、人々の価値観・ライフスタイルが変化し、さらにはモノが豊かになり、心を大切にする精神的に充実した生活が求められていることから、文化・芸術が有する意義・価値の重要性が高まってきております。

本市としても、文化芸術を充実させ、活力と愛着のある地域をつくっていくために、市民が文化芸術の創造と享受のできる環境を整えるとともに、結城の歴史・文化・伝統を保存・活用・継承していく必要があります。

本計画は、文化芸術に関する施策の基本的な方針を定めるとともに、行政・市民・団体等各主体の文化芸術推進に関する役割を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の心豊かな生活と社会の実現に寄与するためのものです。

2. 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」¹では、文化芸術にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用することが明記されています。

また、平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第1期）」では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿が次のように定められています。

¹ 文化芸術基本法 文化芸術振興に関する気運の高まりを受け、平成13年に制定。国と地方公共団体の責務と文化芸術関連施策の基本理念・基本事項を定める。

法第4条 地方公共団体の責務：自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策の策定と実施。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

(2) 茨城県の動向

平成27年12月、県民一人ひとりが主役となって、茨城県文化のより一層の振興を図ることを目指し、「茨城県文化振興条例」を定め、平成29年3月には文化振興の具体的推進について、茨城県文化振興条例第8条の規定による「茨城県文化振興計画」を策定しました。

○目標 県民一人ひとりが主役 文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

○10年後の将来像「茨城の心豊かな文化を育み、人と地域が輝く文化芸術大県」

○基本的政策 6つの柱

1. 人材の育成等
2. 文化の振興
3. 文化的資産の活用等
4. 文化活動の充実
5. 文化活動の支援体制の充実等
6. いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上



(3) 結城市の動向

本市では、平成27年12月に、市と市民の協働により心豊かな市民生活の形成に資することを目的に、文化芸術にかかる市の基本理念・基本事項を定めた「結城市文化芸術条例」を制定しました。

また、本市の市政運営の基本方針である「第6次結城市総合計画」では、芸術・文化の分野で「生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造」を基本施策に掲げ、文化芸術の振興を図っていきます。

結城市文化芸術条例

○目指す姿

地域の歴史を大切にしながら、伝統ある地域の文化芸術を継承し、創造し、市民一人一人が心豊かな生活を送り、文化芸術を享受し、発信することのできる自然と伝統が織りなすまち

○基本理念（第3条）

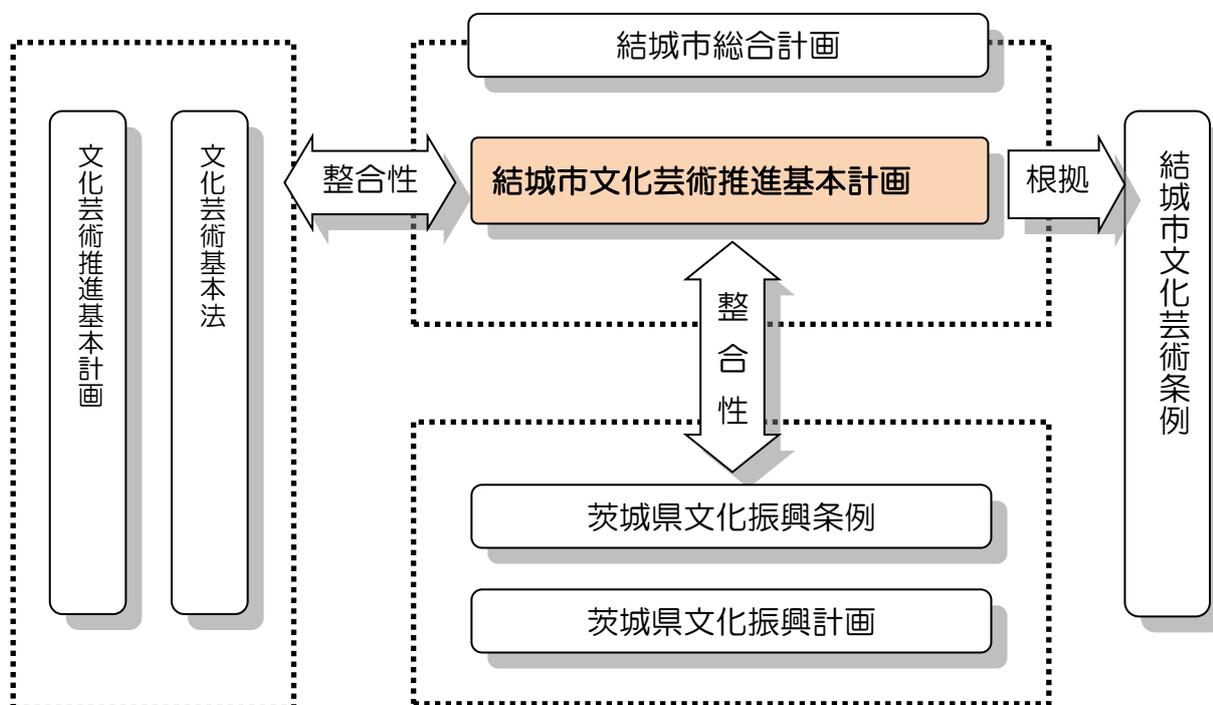
- 1 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人一人が文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、すべての市民が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

こうした背景と、昨今の文化芸術を取り巻く環境の変化に迅速かつ効果的に対応していくため、本市における文化芸術の基本理念を定め、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図る必要があることから、結城市文化芸術条例第6条1項²の規定により、結城市文化芸術推進基本計画を策定します。

² 第6条1項 市長は、第4条第1項の規定により、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画を定めなければならない。

3. 計画の位置づけ

本計画は、結城市文化芸術条例に則って策定し、本市既存の計画及び国・茨城県等の法や計画との整合性に配慮します。また、市政運営の基本方針である「第6次結城市総合計画」の部門別計画、文化芸術基本法第7条の2³の規定による「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけます。



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 策定体制

文化芸術の振興に関する事項を審議するため、市民、文化団体の代表、学識経験者、市議会議員で構成する「結城市文化芸術審議会」を設置し、策定を進めました。

(2) パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために、令和2年12月にパブリックコメントを実施しました。

³ 第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



5. 計画の期間

結城市文化芸術推進基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、社会状況の変化や関連法令・計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第5次 結城市 総合計画	第6次結城市総合計画 基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
	結城市文化芸術推進基本計画									

6. 計画が対象とする文化芸術の定義と範囲

文化・芸術は、人々の暮らしや価値観、考え方などにより多種多様であり、その範囲は幅広くとらえることができます。本計画においては、対象とする文化芸術の範囲は、結城市文化芸術条例との整合性を踏まえて、条例での対象範囲を基本とします。

結城市文化芸術条例 第2条

この条例における文化芸術とは、人と人をつなぎ、相互に理解し、尊重し合う土壌を育み、心豊かな社会を形成するためのものであり、生活における文化的かつ芸術的な活動を指すとともに、地域固有の文化芸術に不可欠である文化財、伝統芸能、習俗等の歴史文化資源や街並み・景観の保護継承を含めた広範な解釈とする。

第2章 結城市の文化芸術に関する現状

1. 結城市の現状

(1) 結城市の歴史

結城市は、鬼怒川、田川沿岸の結城野に位置し、総（麻）や穀（木綿）の産地として総の国「ゆうき」と呼ばれ、鬼怒川の水運によって東国と都を結ぶ交通の要所として古来より発展してきました。大化の改新後の律令制度により総の国は上下に分かれ、下総の国の一部として、結城郡が成立します。

奈良時代のはじめには、45,000 m²もの広大な寺域を持つ結城廃寺（法成寺）という東国有数の寺院が創建され、室町時代の中頃までの約700年間続き、中央の目がこの地に注がれていたと考えられています。

鎌倉時代には、源頼朝の側近として活躍した結城初代朝光が、結城地方を与えられ、以後結城氏が18代にわたり領主としてこの地を治めていきます。結城氏は3代鎌倉公方足利満兼により「関東八屋形」の一つに列され、関東の有力守護大名として最盛期を迎えました。1439年（永享11年）には、永享の乱により幕府と対立した4代鎌倉公方の足利持氏が自刃し、持氏の遺子、



結城朝光肖像画(称名寺所蔵)

春王丸・安王丸を擁した11代氏朝、12代持朝が、室町幕府の大軍と戦います。1440年（永享12年）、世にいう結城合戦は、1年後に氏朝と持朝が討死、戦いの幕が下ります。この合戦で結城氏は敗北し、一度断絶しますが、後に鎌倉府が再興され、持氏の遺子である足利成氏が鎌倉公方となると、氏朝の末子・結城重朝が召し出され、成朝と改名し、再興します。

以降、周辺勢力との抗争に勝ち抜き、戦国大名としての飛躍を遂げます。相模国北条氏康や関東管領を継承した上杉謙信の侵攻を受け、結城氏は勢力を保つのみになりますが、17代晴朝が豊臣秀吉の小田原征伐に参陣し、結城氏の存続を図りました。晴朝の養子で徳川家康の次男である18代秀康は新たな城下町を建設し、その町並みは今に引き継がれています。結城氏が越前に国替えとなり、この地方は幕府の直轄地となりますが、1700年（元禄13年）、水野勝長を領主に迎え近世結城藩が成立します。



江戸時代、鬼怒川流域は北関東の経済動脈であり、その水運で江戸と結ばれた結城は商業都市として発展し、結城紬をはじめ各種農作物の集散地として商圈が拡大しました。結城町の発展を支えた産業の一つに結城紬があげられ、紬買継問屋によって江戸の商人と取引されていました。

町人の文化が花開く一方で、幕末が近づくと、藩政は行き詰まり、戊辰戦争の際には藩が二分する内戦が起きます。結城藩 15 代藩主水野勝知をはじめ江戸にいる家老・藩士は徳川幕府側（佐幕派）の態度を示し、結城にいる藩士達は前藩主勝進の嫡子禊之助を新藩主として擁立する新政府側（恭順派）の立場をとりました。結城城をめぐる攻防の末、新政府軍が勝利します。1871 年（明治 4 年）の廃藩置県によって結城藩は結城県となり、その後数回にわたる統廃合が行われ、1875 年（明治 8 年）、結城市域は茨城県に編入されました。こうして武士による政治は終焉し、新しい時代を迎えます。

1888 年（明治 21 年）に市町村制が公布され、翌年に結城町と大谷瀬村、五助村、小田林村が合併し、新たな結城町が発足しました。そのほか、8 地域が合併し江川村、3 地域が合併し上山川村、10 地域が合併し山川村、5 地域が合併し絹川村がそれぞれ発足しました。

明治時代になると、養蚕の村、紬の町として歩みだし、世界に誇る伝統工芸結城紬の産地として姿を変えました。紬問屋の奥沢庄平を中心として機屋・紺屋の協力により緋の製織に成功し、結城紬に緋模様が確立されました。また、明治初期から大正にかけて、紬問屋・醸造商・肥料商・米穀商・荒物商など、数多くの蔵造りの商店「見世蔵」が建てられ、現在に残る伝統的な街並みがつくられました。1954 年（昭和 29 年）に、結城町・絹川村・上山川村・山川村・江川村が合併し、人口 39,642 人、6,868 戸の結城市が誕生しました。

結城市は、穏やかな地方都市へと変遷を遂げながらも、歴史の香りを色濃く遺し、伝統ある地域文化を育くむまちとして、現在に至ります。



結城市の街並み

(2) 結城市の主な文化財・伝統芸能・産業

○史跡

・結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡



結城廃寺(法成寺)は奈良時代の700年代前半に創建され、室町時代の中頃まで存続した寺院跡と考えられています。結城廃寺跡からは、多量の瓦とともに「せんぶつ博仏」や「しやりこういしぶた舍利孔石蓋」など貴重な出土遺物に加え、近くからは創建時の瓦を供給した窯跡

も発見され、仏教文化の東国への伝播を考えるうえで重要な遺跡であることから、平成14年に国指定史跡となりました。

・水野越前守忠邦の墓



老中水野忠邦は江戸三大改革の一つ「天保の改革」を行いました。山川地区は初代水野忠元が大坂夏の陣での功績により、三万石を与えられ、初めて大名にとりたてられたゆかりの地であり、以降、11代忠邦までの水野家歴代当主の墓が造られています。

・結城御朱印堀



戦国時代末、結城18代秀康の時代に町の周囲に巡らせた堀です。写真左は孝顕寺敷地内のもので、堀と土塁の跡が見られます。御朱印堀で囲まれた範囲は「地子御免」といういわゆる固定資産税の免除が認められた町人たちの努力と知恵の象徴でした。

写真右の「下総州結城絵図」は1734年(享保19年)に描かれたもので、御朱印堀の位置を今日に伝えています。



○考古資料

・埴仏（せんぶつ）



型に粘土を入れ、型抜きをしたものを焼いて作った小さな仏像で、結城廃寺から約10種類60点以上が出土しています。なかでも如来倚像にょらいいぞう（写真左）は法隆寺所蔵の仏像と同じデザインをしています。

とうしん そしやりこういしぶた
・塔心礎舍利孔石蓋



結城廃寺の塔の心柱を支えた心礎（礎石）に造られた舍利孔の石蓋であり、赤や黄、緑などで5弁の蓮の花の文様が描かれています。このような石蓋が出土したのは、全国で唯一の例です。

○彫刻

・木造不動明王坐像



平将門が京都に行った際、東寺に安置されていたものを守り本尊として持ち帰ったとされています。

・木造観音菩薩立像



1356年（延文元年）に結城8代直光の発願によって関東大仏師院祥房が制作したもので、制作年と仏師名が判明する希少な例です。

○建造物

- ・孝顕寺三門



結城 15 代政朝の時代に永正寺として玉岡に建立され、16 代政勝のときに政朝の法名から孝顕寺と改称しました。その後 17 代晴朝が弁天島（立町）の地を寄進し、18 代秀康によって現在地に孝顕寺が建てられました。

○民俗

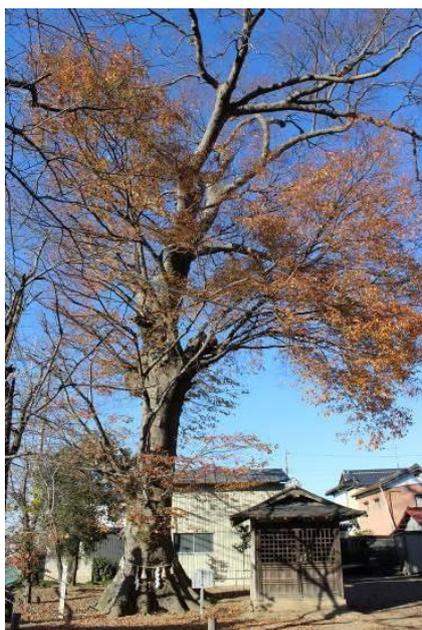
- ・上山川諏訪神社太々神楽



上山川諏訪神社の太々神楽の起源は明確ではありませんが、神楽衣裳に「安永九年播州求之」と記されていたため、江戸時代中期の終わり頃には神楽が始まったと考えられます。例年 4 月 3 日に祭礼が行われ、太々神楽が神社境内の神楽殿で奉納されています。

○天然記念物

- ・大桑神社の欒



写真は右から夏、秋の様子

大桑神社の神木とされるもので、推定樹齢 350 年、樹高約 22m と市内でも最大級の大きさです。神社境内には、この欒とほぼ同樹齢とされる欒がほかに 2 本あります。



○産業

・桐下駄



・桐箆笥



南北朝時代から結城地方では桐樹の植栽が行われ、今なお全国随一の桐材集散地です。桐の素材が持つ肌触りや木目の美しさ、軽さ、丈夫さ、通気性等の特性から、下駄や箆笥といった郷

土工芸品に活かされ、親しまれています。

○無形文化財

・結城紬



糸つむぎ



拵くくり



地機織り

結城紬には平織と縮織があり、平織は真綿から指先でつむぎだした撚りのない糸をそのまま縦糸と横糸に使用する織物で、現在はこの平織が生産量の大部分を占めています。昭和31年に重要無形文化財に指定、平成22年にはユネスコ無形文化遺産に登録されています。

重要無形文化財の指定要件：昭和31年4月24日指定

- 1 使用する糸は、すべて真綿より手つむぎしたものとし、強撚糸を使用しないこと
- 2 拵模様をつける場合は手くびりによること
- 3 地機で織ること

(3) 結城市の文化芸術活動

長い歴史の中で、そこに住む人たちにより様々な文化芸術活動が行われてきました。

一つの転機として、戦後の社会教育が重視される中で、昭和 29 年に中央公民館を整備し、昭和 45 年には同所に勤労青少年ホームを併設した新館を竣工しました。地域住民のための、実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種活動の場として、住民の教養の向上や文化の振興、社会教育の増進に寄与してきました。その中で、多種多様な市民の自主グループが創作活動、学習活動を行い、現在に至る文化芸術活動の基盤となっています。また、老朽化及び耐震性の問題により、平成 30 年に新市立公民館を建設し、新たな文化芸術活動の場として利用されています。

平成 3 年には市民の文化創作活動の拠点として市民文化センターアクロスが、平成 16 年には市民情報センターが開館し、市民の文化芸術の発信と享受の拠点としての役割を担ってきました。これら文化施設では様々な自主事業を実施し、市民に一流の舞台芸術を鑑賞する機会や、学習の機会を提供しています。

また、平成 26 年には見世蔵を改修した蔵美館が開館し、「結城の歴史と芸術文化の情報発信拠点づくり」をテーマに、本蔵を本市ゆかりの芸術家の作品を展示することにより、新たな文化芸術の創造・情報発信する場、袖蔵を本市の歴史的・文化的資料の収蔵・公開の場として活用し、文化芸術の活性化を目指しています。



平成 30 年に開館した新市立公民館

集会室のほか、調理室や和室があり、様々な活動の場として利用されています。



市民文化センターアクロス

大小 2 つのホールを中心に、展示室や和室で多様な催しが開かれています。





本市の文化芸術活動の母体としては、結城市文化協会が昭和57年に発足し、多くの文化芸術団体が加盟しています。今日に至るまで、市内文化団体の連携と相互扶助を促進し、文化の育成と市民の文化生活の向上に貢献することを目的に活動を続けています。主な事業として、本市の秋の風物詩ともなっているゆうき市文化祭や、協会加盟各団体の研究発表会、会報の発行や他市町村との文化的交流等の活動を行っており、本市の文化芸術の推進と市民の文化芸術意識の醸成に関して大きな役割を担っています。



結いのおとの様子

本市はこれまでに、文化芸術を発信する機会として、ゆうき市文化祭のほか、結い市、結いのおと、祭りゆうき、きものday結城、つむぎの郷サウンドフェスタなど、様々なイベントが開催され、市内外問わず広く結城ならではの魅力を発信してきました。

歴史ある街並みに点在する魅力的な空間がステージになり音が街を包み込みます。

このように、文化芸術を発信する場、文化芸術を鑑賞する場、文化芸術活動を円滑に行っていく活動基盤があり、独自の文化の創造と文化芸術活動の推進に大きな役割を担ってきました。



祭りゆうきの様子



「踊り」を核とし、神輿渡御、お囃子演奏、物産展や匠展等の催しにより、市民が積極的に参加して楽しめる「祭り」として平成18年から始まり、結城市の秋のイベントとして定着しています。市民による実行委員会が主体となり開催している結城最大の「祭り」です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域の歴史と伝統を大切にしながら、市民一人一人が文化芸術を享受・発信でき心豊かに暮らせる自然と伝統が織りなすまち

結城市は、古来より豊かな鬼怒川の水運によって、東国と都を結ぶ交通の要所として発展してきました。その中で脈々と伝統や文化がつむがれてきました。また、市民の自主的な創作活動や学習活動が根付いており、その活動の中で育まれてきた多種多様な創造性や感性が、心豊かな地域をつくってきました。

これら伝統文化や芸術活動を、保存・活用・次世代への継承を推進し、文化芸術活動を活発にしていくことは、地域での交流を盛んにするとともに、新たな地域の文化芸術を創造していくことにつながります。また、社会情勢や地域社会の変化により、価値観やライフスタイルが多様化し、さらにモノが満たされ精神的な充実が求められている今日、文化芸術活動の中で多様な創造性や感性に触れることで得られる、生きがいや喜び、希望といった心の充足は、今も昔も変わらぬ市民一人一人の願いであります。

これらのことから、文化芸術を充実させ、活力と愛着のある地域を作っていくために、結城市文化芸術推進基本計画の基本理念は、結城市文化芸術条例の理念を踏襲し、「地域の歴史と伝統を大切にしながら、市民一人一人が文化芸術を享受・発信でき心豊かに暮らせる自然と伝統が織りなすまち」と掲げます。



2. 基本目標

「第6次結城市総合計画」の基本構想、結城市文化芸術条例の方針、茨城県文化振興計画の方針をふまえ、本計画の基本理念を実現するために、目指す姿として、次の基本目標及び施策の方向性を設定します。

(1) 文化芸術活動の推進と市民意識の醸成

市民が文化芸術に気軽に触れられるよう、文化芸術に関する情報の収集・発信、活動の場の拠点づくり、鑑賞機会の提供など文化芸術活動を行うために必要な、前段の環境整備に取り組みます。

施策の方向性

1. 文化芸術に関する情報の収集と発信
2. 鑑賞機会の充実
3. 文化芸術活動の拠点整備
4. 自主的な文化芸術活動の推進
5. 発表機会の充実

(2) 文化芸術に関わる人材の育成と活用

文化芸術の振興には、文化芸術活動の担い手が大切となってきます。子どもたちへの感性や創造性を育む機会の提供や、芸術家・指導者の育成に取り組みます。

施策の方向性

1. 子どもたちの創造力や感性を育む活動の充実
2. 芸術家の育成と指導者の充実

(3) 地域の文化芸術の保存と継承

文化財は、郷土を理解する上で必要不可欠であり、次世代へ歴史を継承していくためにも、適切な保護に取り組みます。また、新しい文化を創っていく上での基礎ともなるため、活用機会を充実させ、市民の興味・関心の高揚に取り組みます。

施策の方向性

1. 文化財の保存と活用
2. 芸術作品の保存と活用
3. 伝統文化の継承と交流の促進
4. 歴史的景観の保全と活用

(4) 文化芸術を活用したまちづくり

地域の伝統・文化や芸術を、地域のまちおこしに積極的に活用していくことは、伝統文化・芸術の保護・継承にもつながります。文化芸術が、地域に魅力や活力を与えていくようなまちづくりを進めていきます。

施策の方向性

1. 文化芸術を活用したまちづくりの推進
2. 他分野における文化芸術の活用



第4章 施策の展開

基本目標 1 文化芸術活動の推進と市民意識の醸成

施策の方向性 1. 文化芸術に関する情報の収集と発信

文化施設における展覧会や公演などのイベント開催情報、市内で活動する文化芸術団体等の情報、文化芸術に関する公的支援の情報などは、市民が活発に文化芸術活動を行う上で重要な情報となります。

近年の多様な情報手段の発達により、紙媒体だけでなく SNS 等インターネットを媒介とした情報ツールが定着しています。情報の入手手段は人によって様々であることから、効果的に情報を届けるために、多様な情報発信ツールの活用が必要となります。

【現状と課題】

- ・市内各所で様々なイベントが行われていますが、情報発信の媒体が統一されておらず、見る人によっては、ほしい情報にたどり着けない等の問題があります。
- ・文化芸術活動を行っている市民や団体等の情報、国や民間等の各種助成制度の情報など、関係する情報を集約し、共有できる場や機会が求められています。

【施策の展開】

- ・情報の受け手の立場に立って整理し、イベント等の開催予定、活動団体や作家講師等の紹介、各種助成に関する情報などを誰もが入手し共有することができるよう、わかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。
- ・広報紙やホームページ等の従来からの取り組みを充実させるとともに、SNS を活用し、若い世代への浸透や口コミによる広がりを中心とした、効果的な発信を進めます。

【主な取り組み】

- ・文化芸術活動に関する情報、助成等に関する情報の集約
- ・広報紙、ホームページ、SNS 等による情報発信

施策の方向性 2. 鑑賞機会の充実

文化芸術の振興には、市民が積極的に文化芸術に触れ、文化芸術への関心を高め、裾野を広げていく必要があります。鑑賞は文化芸術への関心や触れる機会が少ない人に対して、文化芸術を体験するきっかけとなり、文化芸術に興味や関心を持つ人を増やす機会となります。

【現状と課題】

- ・市内文化施設では、多くの企画があり、優れた文化芸術に触れる機会があります。これらを活かし、市民が気軽に参加・鑑賞できるような仕組みづくりを行い、文化芸術をより身近なものにしていく必要があります。

【施策の展開】

- ・各文化施設において優れた舞台芸術、音楽、美術、市内の文化財などの魅力ある鑑賞機会の拡充を行います。
- ・市民が気軽に文化芸術に触れることのできる講習会やワークショップなどの参加・体験型事業の充実を図ります。
- ・市民の意識やニーズを把握し、文化芸術に親しむきっかけづくりとなるよう、気軽に鑑賞できる事業を実施するとともに、地域にある身近な施設でのイベントの充実を図ります。
- ・子どもや高齢者、障害のある人など、すべての市民が文化芸術を鑑賞する機会を提供していきます。
- ・学校教育における文化芸術の振興を図るため、舞台芸術や美術、市内の文化財などの鑑賞機会を設けるとともに、文化芸術団体等による鑑賞・創造体験の機会を設けます。
- ・鑑賞を促すための講習やワークショップなど教育・交流の機会を設け、市民の興味や関心を高めていきます。

【主な取り組み】

- ・各文化施設（アクロス、情報センター、蔵美術館など）の特性を活かした鑑賞事業・企画展示事業の実施
- ・学校教育での芸術鑑賞、市内の文化財などの鑑賞機会の創出
- ・ゆうき市文化祭（音楽部門発表会・合同展・各団体展示・発表会）の開催



施策の方向性 3. 文化芸術活動の拠点整備

市民の文化芸術活動を活発にしていくためには、日常的に文化芸術活動を行うことができる場の提供が必要となります。その拠点となる文化施設等の管理・整備を行いつつ、市民の多様なニーズに対応した機能の充実を図ることが大切です。

【現状と課題】

- ・市民が日常的に練習や創作活動に利用している施設は、公民館やアクロス、情報センター、各地区の集会施設が中心となっています。成果の発表の場としては、アクロス、情報センター、蔵美術館が中心に利用されています。
- ・市民が活発に文化芸術活動を行えるよう、各施設の利用形態や運営方法を検証し、状況に応じた改善をしていく必要があります。
- ・各施設が市民のそれぞれの目的に応じた活動の拠点となり、市民が活動に参加するきっかけづくりや創造活動を応援する取り組みが必要です。

【施策の展開】

- ・市民の文化芸術活動の拠点となる各施設を適切に管理運営するとともに、各施設の機能や特性を十分に発揮できるように、計画的な改修や設備の更新を実施していきます。
- ・高齢者や子ども、障害のある人など誰にでも使いやすい施設に整備し、文化芸術の鑑賞や日常的な練習、成果発表の場となるように努めます。
- ・文化施設で効果的な事業を行うために、必要な専門的能力や知識を有する者の確保と育成に努めます。
- ・文化施設の施設予約等について情報通信技術の活用を検討していきます。

【主な取り組み】

- ・日常的な文化芸術活動の場の提供
- ・ニーズに合わせた各施設の利用形態の見直しの検討
- ・各施設の安全性と機能維持のための計画的な修繕・改修・更新
- ・わかりやすい展示や情報提供の検討
- ・各施設従事者の育成と専門的な知識や技術の蓄積のための研修等の実施

施策の方向性 4. 自主的な文化芸術活動の推進

市民による自主的で創造的な活動をより活発に、かつ活動を継続的に行えるようにするためには、必要な環境整備と活動を支える仕組みづくりが重要です。

【現状と課題】

- ・文化芸術団体、自主グループ、愛好家など個人・団体を問わず、幅広く文化芸術活動を行っています。これらの活動を活発にし、結城市らしい地域文化を創造していくためにも、これらの協力・連携体制の充実が重要です。
- ・市民が活発な文化芸術活動を行えるよう、活動を支える施設・制度・情報などの仕組みをより充実させていくことが重要です。
- ・文化芸術活動の発表の場や機会を求める人や団体と、鑑賞の場や機会を求める人や団体を結び付けるような仕組みづくりが必要です。

【施策の展開】

- ・市民が文化芸術活動に参加できる場と機会の充実を図るとともに、活動する人や団体が交流できる場と機会を提供できるように努めます。
- ・市の補助金・助成金の活用促進を図るとともに、国県や民間等の各種助成制度などの情報を収集し提供していきます。

【主な取り組み】

- ・文化施設・地域・事業者、学校等の協力・連携体制の整備
- ・文化芸術における広域的な連携の検討
- ・文化芸術関係補助金の検討
- ・市・教育委員会の共催・後援



施策の方向性 5. 発表機会の充実

市民が活発に文化芸術活動を行い、創作や発表を行うことで、自己実現を図る機会を創出します。また、発表と合わせて交流の機会を持つことで、様々な世代間のつながりや地域間での結びつきが生まれ、地域全体が活気づき、魅力あるまちづくりへとつながります。

【現状と課題】

- ・ 結城市文化協会主催のゆうき市文化祭（音楽部門合同発表会、合同展、各団体展示・発表会）は市民の文化芸術活動の発表の場として定着しています。ここ数年で参加団体が増加しており、市民の創作活動を支える取り組みと並行して発表機会の充実を図っていく必要があります。
- ・ 多様な団体、個人が市内各所で発表の場と機会をつくり活動しています。これらの活動を協力的に支援するとともに、新たな発表の場と機会を創出していく必要があります。

【施策の展開】

- ・ 多様な文化芸術の発表の場と機会を設け、市民の創作や表現活動の促進と交流を図ります。
- ・ 市民の身近な場所で発表と交流が行われるように、アクロス、蔵美館や情報センターだけでなく、市庁舎や公民館、地区集会施設、空き家や空き店舗の活用を検討していきます。

【主な取り組み】

- ・ ゆうき市文化祭の開催
- ・ アクロス・蔵美館・情報センター以外での発表・展示の場と機会の創出



ゆうき市文化祭の様子



毎年秋に開催され、約40の団体、個人が日ごろの成果を発表・展示しています。

音楽部門発表会(写真左)では、民謡や琴、バレエ、オカリナ等様々なジャンルで活動する団体の発表の場となっています。

合同展(写真右)では、書道、華道、茶道、絵画、古文書研究等多彩な分野の展示を一つの会場で楽しむことができます。

基本目標 2 文化芸術に関わる人材の育成と活用

施策の方向性 1. 子どもたちの創造力や感性を育む活動の充実

文化芸術は、子どもたちの豊かな感性や創造性、人間性を育むものでもあり、成長過程で重要な役割があります。また、主体的に文化芸術活動を行うことができるよう、自ら創作し、発表する機会を充実させることは、次世代を担う子どもたちの意欲と才能を伸ばすことにもつながります。成長過程での文化芸術体験は、その後の生涯にわたり文化芸術に対する関心を持ち、理解を深めていくための基礎となることから、子どもたちが多様な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを進めていく必要があります。

【現状と課題】

- ・文化施設や学校等において、子どもたちを対象とした演劇、音楽等の鑑賞の実施、美術作品や文化財の鑑賞会など、子どもたちが文化芸術に触れる機会を提供しています。価値観やライフスタイルが多様化する現代、子どもたちを取り巻く環境も変化していることから、子どもが等しく文化芸術を体験・創造できるよう、成長段階に合わせた取り組みが求められています。
- ・子どもたちは、次代の文化芸術活動を担っていくことから、それぞれの好奇心や感性、創造性を育み、自ら文化芸術活動に取り組むきっかけづくりが求められています。

【施策の展開】

- ・学校と連携し、身近な場所で文化芸術を鑑賞、体験する機会を提供し、子どもたちの好奇心や感性、創造性を伸ばし、育てる取り組みを進めます。
- ・子どもたちが日本の伝統文化や地域の伝統芸能を体験し、実演に触れる機会を提供します。
- ・すべての子どもが優れた文化に触れ、創造する機会を持てるよう、文化施設、学校、文化団体等が連携し、企画運営に取り組めます。

【主な取り組み】

- ・各施設における子どもを対象にした鑑賞・展示・創造体験事業の実施
- ・学校との連携による演劇鑑賞や対話による作品鑑賞の実施
- ・伝統文化こども教室や着ごち体験の実施
- ・成長段階に合わせた鑑賞プログラムの検討・実施



施策の方向性 2. 芸術家の育成と指導者の充実

地域で活躍する芸術家の作品や表現に触れることは、地域の文化芸術活動に対する市民意識の高揚につながります。芸術家の専門性を活かした活動は地域の文化芸術をけん引し、地域における文化芸術活動の活性化につながります。また、次世代の文化芸術活動を担う若手作家の育成とそれを支える指導者の充実は、地域の文化芸術活動の振興と推進のためにも重要です。

【現状と課題】

- ・文化団体の交流、ネットワークにより、若い人材の発掘を行っています。若い世代の好奇心を引き出し、継続的な支援ができる人材が求められています。
- ・文化芸術団体等で活動するメンバーの高齢化が進み、活動の継続が難しくなっています。後継者の育成や新たな担い手の育成が必要です。

【施策の展開】

- ・芸術家が市内で活躍できる機会を設け、作品制作・公演・発表ができる環境整備に努めます。
- ・文化芸術をはじめたい人と地域の芸術家とをつなぎ、新たな芸術家を育成する仕組みづくりを進めます。
- ・子どもたちが取り組む文化芸術活動への指導や助言を行う指導者の養成と確保を推進します。
- ・新たな芸術家を発掘するため、公募の作品展の実施等を検討していきます。

【主な取り組み】

- ・芸術家が活躍できる機会と場の創出
- ・入門者と芸術家のマッチング方法の検討
- ・指導者講習会等による人材育成
- ・多様な分野における公募作品展の実施



蔵美館外観



蔵美館での展示の様子

見世蔵を改修し、文化芸術の発信の場として活用されています。

基本目標3 地域の文化芸術の保存と継承

施策の方向性 1. 文化財の保存と活用

文化財は、郷土の歴史・自然や文化を理解し、学ぶ上で欠かせないものです。地域の文化財を適切に保存・整備、公開することは、市民の文化財に対する関心を高め、郷土への理解、愛着を得る上での基礎となるものであることから、活用機会の充実を図ることが重要です。

【現状と課題】

- ・結城市は特色ある郷土文化と数多くの文化財が遺されており、これらの保護・保存・活用について検討し、市民の文化財に対する理解と関心を高めていく必要があります。
- ・結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡をはじめとした史跡について、歴史的教育や生涯学習の場として史跡公園への整備を行う等、安定的な保存・伝承・活用方法を検討していく必要があります。

【施策の展開】

- ・市内の優れた文化財を後世に引き継ぐために、適正な文化財の保存を行うとともに、文化的に価値のあるものについては、文化財の指定を行い、その保存・周知・継承を行います。
- ・文化財の公開や展示会等を開催するとともに、広報紙やホームページ等各種媒体を通して、文化財に関する情報を提供し、市民の文化財に対する理解の促進を図ります。
- ・文化財の解説ができるボランティアの育成を図ります。
- ・歴史資料として重要な文書、資料、その他の記録を収集・保存し、広く市民の学習活動に提供します。
- ・学校や地域において文化財を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が、ふるさとの歴史・自然や地域に伝わる文化財に触れて学ぶ機会を提供します。

【主な取り組み】

- ・文化財の保存、活用の促進
- ・未指定文化財の調査と保存
- ・文化財の公開、講演会、企画展示、イベントの実施
- ・ボランティアガイドの育成
- ・学校等との連携による体験学習



保存処理中の文化財（結城作出土木棺）

保存処理後、展示等を行い積極的に活用する

予定です。



施策の方向性 2. 芸術作品の保存と活用

郷土の芸術家や郷土にゆかりのある芸術家、芸術作品は地域の大切な宝です。貴重な作品や関連資料を適正に収集・保存管理するとともに、展示等を開催することで、市民に文化芸術に対する興味や関心を高め、鑑賞や創造活動の裾野を広げていくことが重要です。

【現状と課題】

- ・蔵美術館をはじめとした文化施設において、郷土の芸術家や郷土にゆかりのある芸術家の作品の展示を行っています。
- ・郷土ゆかりの芸術作品の適正な保存管理を行うとともに、作品の展示を実施し、市民の文化芸術に対する興味や関心を高めていくことが必要です。

【施策の展開】

- ・蔵美術館を中心に、郷土の芸術家や郷土にゆかりのある芸術家の作品の展示を行い、鑑賞の場と機会を広げていきます。
- ・収集した作品を適切に保存し劣化防止に努めます。

【主な取り組み】

- ・作品の適切な保存
- ・蔵美術館を利用した郷土芸術家や郷土ゆかりの芸術家の作品展の実施
- ・学校等との連携による作品鑑賞の実施



蔵美術館での展示の様子

地域ゆかりの芸術家の作品や郷土の歴史に触れられる場となっています。

施策の方向性 3. 伝統文化の継承と交流の促進

地域の長い歴史の中で育まれてきた民俗芸能、祭り、年中行事、工芸技術などの伝統文化は、地域の個性を示す基盤であり、郷土への愛着を生み、地域の連帯と世代間交流に重要な役割を果たしています。これらの伝統文化を次世代へ継承し、発展させていくことで、地域機能の維持や地域の活性化につながると期待されています。

【現状と課題】

- ・ 結城紬の技術保持者⁴が高齢化により減少傾向にあり、その制作技術の保存、後継者の育成が課題となっています。
- ・ 市内には地域で受け継がれてきた伝統行事や、民俗芸能等の伝統文化があります。地域や団体による保存や継承に向けた取り組みが行われていますが、少子高齢化や地域活動の衰退などにより担い手が減少し、存続の危機にある伝統文化もあります。地域の伝統文化を次世代に引き継いでいくためには時代の変化に応じた形で発展・継承していくことが重要です。
- ・ 伝統文化を次世代に引き継いでいくとともに、世代間交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。

【施策の展開】

- ・ 結城紬制作技術の保存、継承事業を行い、後継者の養成に努めます。
- ・ 民俗芸能の公開や、伝統工芸を活用したワークショップを行い、伝統文化に接する機会の拡充を図ります。
- ・ 学校における伝統文化の学習機会の充実に努め、ふるさとの歴史や地域に伝わる伝統文化を学習する機会を提供します。
- ・ 地域特有の身近な盆踊りや祭りなどの民俗芸能を継承する活動を推進し、地域の交流と活性化を図ります。

【主な取り組み】

- ・ 結城紬伝承者養成事業の実施
- ・ 地域の歴史や文化を学ぶ講座・企画展の実施
- ・ 子どもを対象とした伝統文化体験教室の開催
- ・ 地域、学校と連携した世代間交流、伝統文化の学習機会の拡充



子ども華道教室の様子

⁴ 技術保持者：重要無形文化財指定要件である糸つむぎ、拵くり、地機織りの3工程に従事している技術者のこと。保持者となるには20年以上の経験年数を必要とし、保持者が制作した結城紬の平織りが「重要無形文化財結城紬」という扱いとなります。令和2年5月時点で79名が保持者として認定されています。



施策の方向性 4. 歴史的景観の保全と活用

市内には長い歴史の中で形成されてきた歴史的な景観があります。これらは文化芸術を育ててきた大切な舞台であり、地域の特色を醸し出す場所でもあります。歴史的景観や天然記念物を含めた文化財等の保護やその周辺整備に取り組み、日常生活の中に文化的な雰囲気を感じさせ、地域の特色を醸し出す歴史や景観を活かしたまちづくりが求められています。

【現状と課題】

- ・ 北部市街地を中心に、市内には見世蔵をはじめとした歴史的建造物が遺されています。こうした歴史的建造物は、江戸から昭和期の建物であり、修復費用が問題となっています。
- ・ 伝統的建造物群保存対策調査を行い、歴史的背景から街並みや景観の形成、歴史的建造物、文化や社会の学術的価値を明らかにするため、調査を実施しました。
- ・ 歴史的建造物とそれらを取り巻く景観は、昔ながらの暮らしや地域の特色ある文化を伝える資料となります。これらの歴史を学び、守り伝えるとともに、新たな魅力として活用する取り組みが求められています。

【施策の展開】

- ・ 地域の特色ある歴史・文化について市民が学習する機会や場を設け、次世代への継承に取り組みます。
- ・ 伝統的建造物群保存対策調査の結果をもとに保存対策事業を推進します。
- ・ 地域ゆかりの先人や、地域の名所、民俗芸能や習俗等の身近な歴史文化資源を市民が共有し、地域の魅力として発信する取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- ・ 見世蔵等の歴史的建造物を調査し、国の登録有形文化財への登録を推進
- ・ 歴史的建造物である蔵美術館を新たな文化芸術及び歴史的文化的資料の情報発信の場として活用
- ・ 北部市街地に遺された見世蔵等の歴史的建造物の保存及び活用



北部市街地の様子

基本目標4 文化芸術を活用したまちづくり

施策の方向性 1. 文化芸術を活用したまちづくりの推進

地域の歴史や風土の中で育まれてきた伝統行事は、地域の個性を確立するための基盤であり、地域に活力を与えるものです。地域の伝統文化や文化財等を保存活用するだけでなく、地域振興に積極的に活用し、賑わいづくり・まちづくりにつなげていくことが重要となっています。

また、様々な文化芸術活動により、地域の魅力を確立し、情報発信することで、住んでよかった、ここに住みたいと思ってもらえるようなまちづくりにつなげていくことが大切です。

【現状と課題】

- ・ 結城紬を活かした「きものday結城」、音楽を活かした「結いのおと」等文化芸術を活かしたイベントを実施しています。
- ・ 地域の祭りや伝統行事、イベントは、文化芸術の振興だけでなく、地域交流にもつながることから文化財や伝統文化、祭りに着目し、地域や学校、文化施設等と連携しながら展開していくことが重要です。
- ・ 文化芸術活動の担い手の高齢化が課題となっています。身近な場所での鑑賞やイベントを充実させ、新たなつながりや担い手を発掘し、活動の継続や新たな展開を生み出す必要があります。

【施策の展開】

- ・ 地域の文化祭等で地域住民によるコンサートやイベント、作品展示を開催することで、新たな交流やつながりを生み出すとともに、地域の文化芸術活動の推進を図ります。
- ・ アクロスや蔵美術館、けやき公園の野外ステージを拠点に展示・イベントを開催し、市内外へ文化芸術の発信を行い、観光誘客を図ります。
- ・ 地域の文化財や伝統文化、歴史的景観等を魅力ある地域づくりの大きな要素として捉え、活用することで地域の経済活動の活性化や人材の育成、郷土愛の醸成につなげていきます。

【主な取り組み】

- ・ 地域の文化祭、講演会、展示会の開催
- ・ 史跡や歴史的建造物を活用したイベントの開催
- ・ アクロス、けやき公園を活用した音楽イベントの開催
- ・ 商店街、蔵美術館を活用した美術作品の展示
- ・ 文化芸術推進基本計画の推進



きもの day 結城の様子

結城紬の着物を着てまち歩きを楽しみます。



施策の方向性 2. 他分野における文化芸術の活用

近年、アートイベントを活用した過疎地での人口減少の歯止めや、文化施設を拠点とした中心市街地の活性化など、文化芸術が持つ創造性を地域の様々な課題の解決手段として活用する動きが注目されています。

また、経済的利益を生み出すための文化的資源の活用が急速に進んでおり、文化芸術の持つ力を、産業経済をはじめとした様々な分野に活用していく考え方が広がりを見せています。

【現状と課題】

- ・見世蔵等を活用したイベントが開催され、観光誘客の推進、移住・定住の促進、市民が文化芸術に親しむことによる地域の文化水準の向上、人材育成につながる取り組みがなされています。
- ・伝統的な祭りや、文化財・芸術作品の展示、講座、イベントといった地域の文化資源や文化芸術活動を活用し、地域の産業・観光分野への波及効果を視野に入れた連携の強化が求められています。
- ・「結城ブランド⁵」を構築し、地域の文化資源の発掘と磨き上げる取り組みを行っています。

【施策の展開】

- ・結城市の文化芸術活動や地域の人材を活用し、観光や産業経済分野への波及効果を視野に入れたイベント等の開催を検討していきます。

【主な取り組み】

- ・各種イベントへの文化芸術活動、文化財・芸術作品等の活用の検討
- ・観光部局、観光関係団体との連携
- ・結城紬関連商品のPR



結城ブランドのPRの様子



結城紬を活用した小物の販売

⁵ 商品ブランド化だけでなく、結城の歴史、伝統文化、自然景観、産業など、様々な地域資源を、ふるさとの資産として再認識し、磨きをかけてブランド化することで、まちの価値や暮らしの質を高めて、その魅力を市内外にPR・発信し、知名度の向上と地域の活性化を図ることを目的としたもの。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

文化芸術の振興には、行政だけでなく、文化芸術活動の主役である市民、関係団体などが互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解を得られることが重要であるため、広報紙、ホームページや SNS など多様な PR 媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民、関係団体などの協働による推進体制の整備

すべての市民が文化芸術を享受・発信し、活力と愛着のある地域を作っていくために、地域全体、多様な主体で総合的に文化芸術活動を推進していく必要があります。市民や関係団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように連携し、各々の特徴が活かされるよう調整を図りながら計画を推進していきます。

2. 文化芸術推進の各主体の役割

本計画を円滑に推進し効果的に施策を展開するためには、文化芸術団体・市民・教育機関・行政それぞれが文化芸術の担い手であるという意識のもと、適切な役割を果たすとともに、相互に連携をとることが重要です。本計画を推進していくにあたり、文化芸術活動に関わる各主体において、それぞれの役割を整理、明確化したうえで計画を進めていく必要があります。

(1) 市民、市民団体

市民、市民団体等は、文化芸術の担い手として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解・尊重し、市の文化芸術に関する施策への積極的な参加と協力、文化芸術活動の支援に努めるものとします。市民は文化芸術活動の最も大きな担い手であり、自主的に活動する市民の存在が地域の独自性を形成していくことから、市民間、団体間で積極的に交流や情報発信を行い、新たな文化芸術の担い手を育てていくことが求められます。



(2) 文化芸術団体

文化芸術団体には自主的かつ主体的な文化活動を行うという役割があります。今後さらに活動を充実させていくために、他の文化芸術団体や協力団体等との連携協力を図り、自らが結城市の文化芸術をけん引するという自覚のもと、市民のニーズや意見に耳を傾けていくことが求められます。同時に市民に対しては、文化芸術を媒介としたコミュニティ形成を促進し、より多様な生きがいを提供できるよう、市民が関わりを持ちやすい活動を意識することが求められます。

(3) 文化施設等

優れた文化芸術の鑑賞の場や、市民の文化芸術活動の発表の場としての役割をはじめ、文化芸術活動を行う人々の交流の場や、人材育成の場としての機能が求められます。また、市民が気軽に参加できる文化芸術活動を行うことにより、市民の文化芸術活動に対する裾野を広げることが期待されます。

(4) 教育機関

次世代の文化芸術の担い手である子どもたちの創造性、感受性の育成のため、保育園や学校等において優れた文化芸術の鑑賞・体験活動を提供する機会を、積極的に設けることが求められます。

(5) 市

市は、市内の文化芸術活動を包括的にとらえ、市民が自主的・主体的な文化芸術活動を行えるような適切な環境整備、活動支援に努めるものとしします。また、次世代にわたり、市民が文化芸術を創造し、享受、発展することができるよう、市民の文化芸術への関心及び理解を深めるよう努めるものとしします。

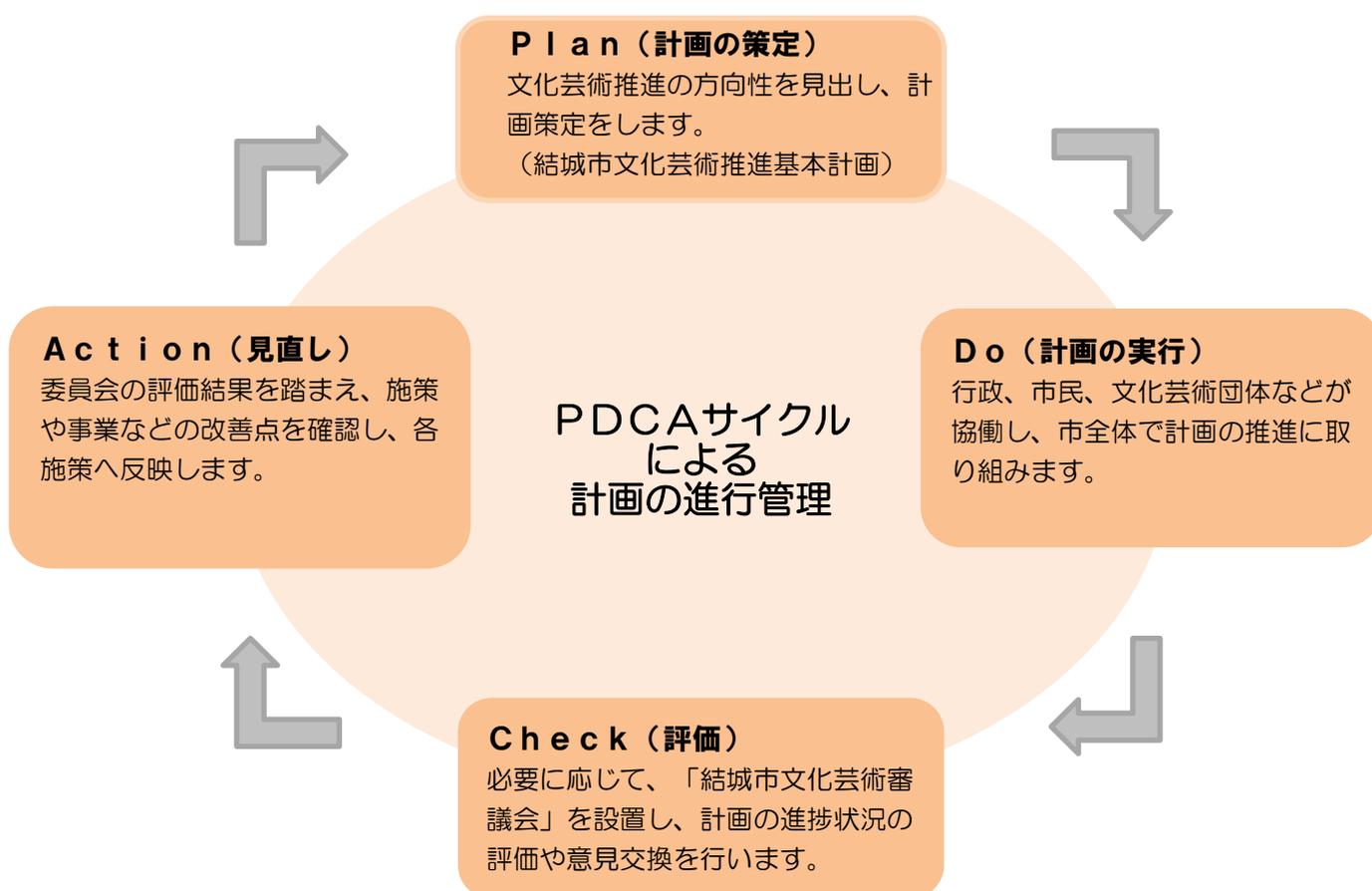
市民をはじめ、各主体をつなぐ役割を担うとともに、地域における人材や情報等の様々な資源を活用し、地域の協力体制を整備します。

3. 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことです。

本計画においては、下図のサイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。



資料編

1. 結城市文化芸術条例

豊かな水と緑に恵まれた結城市は、鬼怒川の水運によって東国と都を結ぶ交通の要所として古来より発展してきました。古代には結城廃寺（法成寺）という東国有数の寺院が創建され、中世には名門結城氏の拠点となり、近世には世界に誇る伝統工芸結城紬の産地として時代ごとにその姿を変えながら、今も歴史の香りを色濃く遺し、伝統ある地域文化が育まれてきました。

昨今の大量生産・大量消費社会の中で、ものの豊かな生活を求めるのではなく、心を大切にし、精神的に充実した生活が求められる時代となりました。文化芸術は、心に感動を与える、全ての人が心の満足感を得るための不可欠な要素であり、豊かな人間性を育むために重要なものとなっています。

地域に脈々と受け継がれてきた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を深めるのみにとどまらず、日々の暮らしにおいてよりどころとなるものであり、ふるさとの歴史や伝統を継承し、新たな文化や芸術を創造することは、私たちが心豊かな生活を実現できるとともに、次の時代への私たちの責務です。

私たちは、地域の歴史を大切にしながら、伝統ある地域の文化芸術を継承し、創造し、市民一人一人が心豊かな生活を送り、文化芸術を享受し、発信することのできる自然と伝統が織りなすまちを目指し、ここに結城市文化芸術条例を制定します。

（平30条例14・一部改正）

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市の責務等及び市民、市民団体等の役割を明らかにするとともに、当該施策を総合的に推進し、市と市民の協働によって心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

（平30条例14・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における文化芸術とは、人と人とをつなぎ、相互に理解し、尊重し合う土壌を育み、心豊かな社会を形成するためのものであり、生活における文化的かつ芸術的な活動を指

すとともに、地域固有の文化芸術に不可欠である文化財、伝統芸能、習俗等の歴史文化資源や街並み・景観の保護継承を含めた広範な解釈とする。

(平30条例14・一部改正)

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人一人が文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、すべての市民が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平30条例14・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定による基本理念にのっとり、文化芸術に関する総合的な施策を策定し、当該施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に関する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平30条例14・一部改正)

(市民、市民団体等の役割)

第5条 市民、市民団体等は、文化芸術の担い手として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、尊重し、市の文化芸術に関する施策への積極的な参加及び協力並びに文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(平30条例14・一部改正)

(基本計画)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の保存、継承及び活用に関すること。

(2) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。

(3) 文化芸術に関する活動を行う者の育成及び活用に関すること。

(4) 市民が文化芸術に対する関心を高め、理解を深める機会の提供に関すること。

(5) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか文化芸術に関し必要な事項

3 基本計画は、次条の規定による結城市文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(平30条例14・一部改正)

(設置)

第7条 市の文化芸術に関する施策の推進を図るため、結城市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平30条例14・一部改正)

(審議会の所掌事項)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、文化芸術に関し、市長に意見を述べることができる。

(平30条例14・一部改正)

(審議会の開催)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じて開催されるほか審議会が必要であると認めた場合に開催する。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第11条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 結城市文化協会の代表者
- (3) 結城市文化財保護審議会の代表者
- (4) 結城市議会の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が特に認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の任期は、連続して3期を超えないものとする。ただし、市長が必要であると認めた場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第12条 審議会の会議は、原則として公開する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月29日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2. 結城市文化芸術審議会委員名簿

令和2年6月1日から令和4年3月31日まで

番号	氏名	所属する団体等	条例第11条による区分
1	谷田貝 靖雄	結城市文化協会	結城市文化協会の代表者
2	小暮 昭寛	結城市文化財保護審議会	結城市文化財保護審議会の代表者
3	大里 克友	結城市議会	結城市議会の代表者
4	塚越 敏典	文化芸術系職務経験者	学識経験を有する者
5	須藤 和利	結城市文化協会(金周古文書好楽会)	学識経験を有する者
6	鶴見 貞雄	結城市文化財保護審議会	学識経験を有する者
7	宮本 貴奈	ピアニスト、作曲家、音大講師、 結城紬大使	学識経験を有する者
8	稲葉 洋子	結城市文化協会(琴ひろ会・結城紬太鼓)	公募による市民
9	小島 美佐子	本場結城紬技術保持会	公募による市民

3. 策定経過

日程	会議等	内容
令和元年 9月30日	第1回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定について ・策定方針，計画体系の検討
令和2年 4月21日	第2回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討
令和2年 8月6日	第1回文化芸術審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・策定の趣旨について ・計画案の検討について
令和2年 12月3日	第2回文化芸術審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討について ・計画に基づく新規取組について
令和2年 12月25日～ 令和3年1月22日	パブリックコメント	
令和3年 2月15日	庁議	
令和3年 2月19日	定例教育委員会	
令和3年 4月	議会全員協議会	

4. 文化財一覧

国指定文化財 2件

区分	名称	数量	所在地	所有者・保持者	指定年月日
無形文化財	結城紬(平織)		中央町	本場結城紬技術保持会	S31. 4.24
史跡	結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡		上山川・矢畑	結城市ほか	H14. 9.20

県指定文化財 18件

区分	名称	数量	所在地	所有者・保持者	指定年月日
絵画	絹本着色当麻曼荼羅	1幅	西町	宗教法人弘経寺	S32. 1.25
	紙本着色襖絵	10幅	西町	宗教法人弘経寺	S32. 1.25
	紙本着色武者肖像画	1幅	立町	宗教法人孝顕寺	S32. 1.25
	紙本着色結城晴朝肖像画	1幅	立町	宗教法人孝顕寺	S32. 6.26
	紙本着色結城政朝夫人肖像画	1幅	立町	宗教法人孝顕寺	S32. 6.26
彫刻	木造不動明王坐像	1躯	山川新宿	宗教法人大栄寺	S33. 3.12
	木造観音菩薩立像	1躯	戸野町	宗教法人大輪寺	H 7. 1.23
工芸品	払子	1振	鍛冶町	宗教法人安穏寺	S32. 1.25
	数珠	1連	鍛冶町	宗教法人安穏寺	S32. 1.25
	古鏡	1面	番匠町	個人	S32. 6.26
	百万塔	1基	西の宮	個人	S33.3.12
	太刀(葵くずし紋)	1口	塔の下	個人	S38.8.23
書跡	往生要集	1冊	浦町	宗教法人称名寺	S33. 3.12
古文書	健田須賀神社文書	19点	浦町	宗教法人健田須賀神社	H8. 1.25
無形文化財	結城紬(縮織)		中央町	(公財)重要無形文化財結城紬技術保存会	S28.11.14
無形民俗文化財	上山川諏訪神社太々神楽		上山川	宗教法人諏訪神社	H17.11.25
史跡	水野越前守忠邦の墓		山川新宿	個人・結城市	S33. 3.12
	結城御朱印堀(附. 地図2・証文1・由来帳1)		西町	宗教法人弘経寺	S33. 3.12
			立町	宗教法人孝顕寺	
			西の宮	宗教法人光福寺	
	浦町	個人			

市指定文化財 88件

区分	名称	数量	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
建造物	石幢	1基	塔の下	宗教法人華蔵寺	S42. 2. 9
	石幢	1基	白銀町	宗教法人常光寺	S42. 2. 9
	宝篋印塔	1基	宮の下	宮の下自治会	S43. 9.10
	上山川諏訪神社本殿	1棟	上山川	宗教法人諏訪神社	S49.12.27
	孝顕寺三門	1棟	立町	宗教法人孝顕寺	S52. 3. 4
	称名寺御霊屋門	1棟	浦町	宗教法人称名寺	S52.12. 6
	称名寺二条門	1棟	浦町	宗教法人称名寺	S52.12. 6
	乗国寺四脚門	1棟	小塙	宗教法人乗国寺	S52.12. 6
	乗国寺楼門	1棟	小塙	宗教法人乗国寺	S52.12. 6
	諏訪神社本殿	1棟	南茂呂	宗教法人諏訪神社	S54. 7.13
	小森大桑神社本殿	1棟	小森	大桑神社	H 4. 3.31
	中世五輪塔		上山川	宗教法人東持寺	H 7. 6.12
	安穏寺山門	1棟	鍛冶町	宗教法人安穏寺	H 21.11.30
	絵画	紙本着色結城朝光肖像画	1幅	浦町	宗教法人称名寺
絹本着色復庵和尚頂相		1幅	塔の下	宗教法人華蔵寺	S48. 3.12
紙本着色不動明王像		1幅	永横町	宗教法人釈迦堂	S49. 4.26
源翁禅師頂相		1幅	鍛冶町	宗教法人安穏寺	S51. 4. 1
紙本山川綾戸城古図		1幅	東京都	個人	S52.12. 6

区 分	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者・保 持 者	指 定 年 月 日
彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	1軀	白銀町	宗教法人常光寺	S38.10.1
	木造結城政勝像	1軀	観音町	宗教法人華蔵寺	S39.9.1
	木造大黒天像	1軀	戸野町	宗教法人大輪寺	S43.9.9
	貴船神社本殿彫刻	1棟	宮の下	宗教法人貴船神社	S43.9.9
	木造結城朝光像	1軀	浦町	宗教法人称名寺	S46.9.11
	木造釈迦如来坐像	1軀	大木	宗教法人東光寺	S46.9.11
	木造弁財天坐像	1軀	西の宮	個人	S48.3.12
	鑄銅虚空蔵菩薩坐像	1軀	永横町	宗教法人釈迦堂	S49.4.26
	狛犬	1対	浦町	宗教法人健田須賀神社	S52.3.4
	獅子頭	1対	浦町	宗教法人健田須賀神社	S52.3.4
	木造毘沙門天立像	1軀	西の宮	宗教法人光福寺	S52.3.4
	木造阿弥陀如来立像	1軀	大戦防	宗教法人西勝寺	S53.4.11
	木造阿弥陀如来半跏像	1軀	今宿	宗教法人長徳院	H16.4.30
	木造普賢菩薩像	1軀	大木	宗教法人東光寺	H20.3.31
	木造文殊菩薩像	1軀	大木	宗教法人東光寺	H20.3.31
	木造宝冠釈迦如来坐像	1軀	小塙	宗教法人乗国寺	H29.7.31
	木造結城政勝坐像	1軀	小塙	宗教法人乗国寺	H29.7.31
工芸品	経篋	1合	戸野町	宗教法人大輪寺	S43.9.9
	石燈籠	1基	宮の下	宗教法人貴船神社	S43.9.10
	海獣葡萄鏡	1面	大町	結城市教育委員会	S48.3.12
	鉄鍬	1対	上山川	宗教法人諏訪神社	S49.12.27
	明治天皇御愛用品	6点	上山川	個人	S51.2.5
	追分道標石燈籠	2基	木町	宗教法人光福寺	S59.2.20
	大町屋台	1台	大町	大町町内会	H20.3.31
典籍	経典(大日経7・金剛頂経3・蘇悉地経3)	13巻	戸野町	宗教法人大輪寺	S43.9.9
古文書	赤荻家所蔵文書	1巻	浦町	個人	S48.3.12
	将軍家政所下文	1点	上山川	個人	S51.2.5
	将軍足利義政感状他	3点	上山川	個人	S52.3.4
	鎌倉公方持氏感状他	6点	上山川	個人	S52.3.4
	古河公方成氏契状案	1点	上山川	個人	S52.3.4
	山川氏系図	1巻	上山川	宗教法人東持寺	H7.6.12
考古資料	板碑	1基	上山川	宗教法人東持寺	S38.10.1
	板碑	1基	塔の下	宗教法人華蔵寺	S38.10.1
	塙仏	64点	大町	結城市教育委員会	H16.4.30
	塔心礎舍利孔石蓋	1点	大町	結城市教育委員会	H16.4.30
	弘長二年銘板碑	1基	大町	結城市教育委員会	H29.7.31
	結城作出土木棺	1点	大町	結城市教育委員会	R2.10.28
	結城麩寺跡出土塑像	16点	大町	結城市教育委員会	R2.10.28
無形民俗文化財	結城ぎおんばやし(田間)		田間	田間大杉囃子保存会	S42.4.24
	結城ぎおんばやし(大木)		大木	大木おはやし保存会	S42.9.20
	結城ぎおんばやし(小森)		小森	小森囃子連	S42.9.20
	結城ぎおんばやし(本田・寺内)		小田林	結城市小田林本田寺内お囃子会	S42.9.20
	結城ぎおんばやし(古新田・黒田)		小田林	古新田黒田おはやし保存会	S42.9.20
史跡	結城朝光の墓		浦町	宗教法人称名寺	S38.10.1
	慈眼院結城家御廟		小塙	宗教法人乗国寺	S38.10.1
	保戸塚		鹿窪	個人	S38.10.1
	林八幡塚		林	個人	S38.10.1

区分	名称	数量	所在地	所有者・保持者	指定年月日
史跡	林八幡塚陪塚		林	個人	S38.10. 1
	備中塚		上山川	宗教法人慈眼寺	S38.10. 1
	古山八幡塚		上山川	結城市	S38.10. 1
	愛宕山塚		上山川	南宿愛宕神社総代	S38.10. 1
	浅間塚		松木合	浅間神社	S38.10. 1
	地の神塚		松木合	個人	S38.10. 1
	山の神塚		松木合	個人	S38.10. 1
	中世武家屋敷跡		上山川	宗教法人東持寺	S39. 9. 1
	玉日姫の墓		玉岡町	宗教法人称名寺	S39. 9. 1
	結城城跡		本町	結城市ほか	S39. 9. 1
	砂岡雁岩の墓		西町	宗教法人弘経寺	S39. 9. 1
	源翁和尚の墓		玉岡町	宗教法人安穏寺	S39. 9. 1
	仙太郎稲荷塚		曾我殿台	宗教法人華蔵寺	S39. 9. 1
	庚申塚		曾我殿台	個人	S39. 9. 1
	稲荷塚		北南茂呂	個人	S39. 9. 1
	山川綾戸城跡		山川新宿	宗教法人結城寺	S42. 2. 9
	和尚塚		公達	宗教法人華蔵寺	S42. 2. 9
	健田神社旧跡		見晴町	宗教法人健田須賀神社	S46. 9.11
	増田遷晃文人の碑	1基	永横町	宗教法人釈迦堂	S52. 3. 4
	早見晋我の墓		穀町	宗教法人妙国寺	S52. 3. 4
山川家歴代霊廟		今宿	宗教法人長徳院	S52.12.6	
山川水野家墓所		山川新宿	個人・結城市	H25.1.28	
天然記念物	大桑神社の樺		小森	大桑神社	S51. 2. 5

国登録有形文化財 31件

区分	名称	数量	所在地	所有者	登録年月日
国登録有形文化財	結城酒造株式会社安政蔵	1棟	西町	個人	H12. 4.28
	結城酒造株式会社新蔵	1棟	西町	個人	H12. 4.28
	結城酒造株式会社レンガ煙突	1基	西町	個人	H12. 4.28
	奥順見世蔵	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	奥順店舗	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	奥順離れ	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	奥順土蔵	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	結真袖見世蔵	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	結真袖主屋	1棟	大町	個人	H17. 2. 9
	小西見世蔵	1棟	浦町	個人	H17. 2. 9
	赤荻本店見世蔵	1棟	浦町	個人	H17. 2. 9
	秋葉糶味噌醸造見世蔵	1棟	浦町	個人	H17. 2. 9
	鈴木紡績見世蔵	1棟	西の宮	個人	H17. 2. 9
	鈴木紡績主屋	1棟	西の宮	個人	H17. 2. 9
	中澤商店見世蔵及び主屋	1棟	穀町	個人	H.17. 2. 9
	旧黒川米穀店舗	1棟	西の宮	個人	H18.10.18

区分	名称	数量	所在地	所有者	登録年月日
国登録有形文化財	キヌヤ薬舗店舗	1棟	大町	個人	H18.10.18
	奥順杏の蔵	1棟	大町	奥順株式会社	H18.10.18
	小倉商店店舗兼主屋	1棟	浦町	個人	H20.3.7
	奥庄店舗兼主屋	1棟	大町	個人	H21.1.8
	保坂家住宅主屋	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	保坂家住宅土蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇見世蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇脇蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇製品蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇仕込蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇旧釜蔵	1棟	浦町	個人	H23.7.25
	武勇煙突	1基	浦町	個人	H23.7.25
	鈴木新平商店見世蔵	1棟	浦町	個人	H26.12.19
	鈴木新平商店文庫蔵	1棟	浦町	個人	H26.12.19
	鈴木新平商店座敷棟	1棟	浦町	個人	H26.12.19

5. 文化施設一覧

施設名	開館時間等	概要
結城市民情報センター ゆうき図書館 ・結城市国府町 1-1-1 TEL0296-34-0150	○開館時間 ・午前9時～午後7時 ○休館日 月曜日	○市民の情報活用を支援する施設 本市における様々な情報を収集蓄積及び提供している。市民の学習活動及び市民の交流に活用できる。
結城市民文化センター アクロス ・結城市中央町 2-2 TEL0296-33-2001	○開館時間 ・午前9時～午後5時 ○休館日 火曜日	○文化芸術の発信拠点 大小2つのホールと展示室、和室等各種設備を備えている。 市民の芸術文化の振興と市民の福祉の増進に寄与している。
結城市立公民館 ・結城市結城 1446-10 TEL0296-33-3191 公民館北部分館 ・結城市結城 1745-1 地区集会所・コミュニティセンター10箇所	○開館時間 月曜日～金曜日 ・午前9時～午後9時 土日祝日 ・午前9時～午後5時 ○休館日 月曜日	○生涯学習の拠点施設 市民の生活に即する教育や、学術と文化に関する各種事業を実施し、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与している。
結城蔵美館 ・結城市結城 1330 TEL0296-54-5123	○開館時間 ・午前9時～午後5時 ○休館日 木曜日	○本蔵、袖蔵の2棟から構成される展示施設 本蔵 新たな芸術文化を創造・情報発信する空間。本市にゆかりのある芸術家の展示を実施している。 袖蔵 歴史、文化資料の収蔵・公開の空間。
結城市伝統工芸館 ・結城市結城 3018-1 TEL0296-32-1108	○開館時間 ・午前9時～午後5時 ○休館日 水曜日	○結城紬の総合案内所 施設では結城紬の歴史や技術を学べるほか、糸つむぎや地機織りの体験ができる。

結城市文化芸術推進基本計画

令和3年3月

発行・編集／結城市教育委員会 生涯学習課

〒307-8501

茨城県結城市中央町2丁目3番地

TEL 0296-32-1111 FAX 0296-33-3144

URL <http://www.city.yuki.lg.jp/>